

2020年10月1日

都道府県バスケットボール協会 専務理事 各位
ブロック協会 理事長 各位
各種連盟 各位
協力団体 各位

公益財団法人日本バスケットボール協会
企画総括グループ 競技運営セクション
マネージャー 渡貫 大志
〔公印省略〕

ユニフォーム規則 運用の一部変更について

平素は当協会（JBA）の活動に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ユニフォーム規則の第11条〔ユニフォームに付けることができるもの〕別表2の内容につきまして、一部運用を変更いたします。国内大会における運用につきまして、下記に定めるとおりに変更いたしますので、チームへの周知徹底にご協力くださいますようお願い申し上げます。

＜変更前＞新ユニフォーム規則 第11条〔ユニフォームに付けることができるもの〕別表2

製造メーカーロゴの項目

位置/数：1組のソックスに各**1箇所**

サイズ：1箇所あたり「20 cm²」以内

＜変更後＞新ユニフォーム規則 第11条〔ユニフォームに付けることができるもの〕別表2

製造メーカーロゴの項目

位置/数：**1組のソックス**

サイズ：**半足に対して「50 cm²」以内(ソックス)**

その他：**バスケットシューズを履いた状態で見えるソックスの模様や柄の面積も「50 cm²」に含めること。**

※個数制限を撤廃し、サイズの幅を広げました。

＜大会での適用について＞

※本規則の運用変更内容については、移行期間は設けません。

2020年11月1日より施行といたします。

【添付資料】

- ・ JBA ユニフォーム規則（新）2020年10月1日更新版
- ・ 運用変更箇所について
- ・ 【よくある質問】ユニフォーム・プレーヤーが身につけるもの（2020年10月1日更新版）

【本件に関する問い合わせ先】

公益財団法人日本バスケットボール協会 企画総括グループ 競技運営担当

MAIL : jba-compe@basketball.or.jp（担当：畔川）

以上